

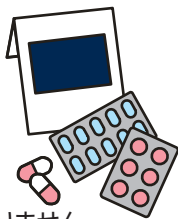
うっかりドーピングとは？

知らずに飲んだものに禁止物質が入っていても、ドーピング違反となります。**サプリメントの使用についても注意が必要です。**

アンチ・ドーピングに関する知識不足がうっかりドーピングを招くおそれがあります。監督・コーチはもちろんですが、何よりも選手自身が注意しなければなりません。

医療機関で医師に薬を処方してもらう時にも禁止物質が含まれていないかどうか**選手自身が確認**する必要があります。

競技者は、常に自分の口に入れるものに対して責任を持たなければなりません。



アンチ・ドーピングに関する薬の豆知識

●かぜ薬

(総合感冒薬・鼻炎薬)

禁止物質のエフェドリンなどを含むことが多く、**要注意**です。必ず成分を確認し、心配があればアンチ・ドーピンググループに詳しいスポーツドクターやスポーツファーマシストに相談してください。

●漢方薬

漢方薬を構成する生薬の中には、麻黄(マオウ)など、明らかに禁止物質を含むものがあるうえ、漢方薬は、動植物や天然物から作られるため、すべての含有成分が明らかになっているわけではないので、避けるべきです。

また、「市販薬」や「のど飴」にも生薬が含まれる場合があるので**要注意**です。

●サプリメント

サプリメントは、製造や販売などの規制が厳しくないため、**包装の表示や添付の説明書に、すべての含有成分が記載されているとは限りません。**よって、その製品が禁止物質を含まないという保証はできず、確認が困難なため、服用は自己責任となります。過去にサプリメントを服用し、違反になった事例がありますので**要注意**です。

薬に関する各種問い合わせはFAXでこちらへ

福島県薬剤師会
ドーピング防止ホットライン

FAX 024-549-2209

※随時受付ですが、曜日によっては、回答が後日となる場合があります。



FAX 様式

※FAX様式は、福島県スポーツ協会ホームページからダウンロードできます。



薬局リスト

※スポーツファーマシストが所属する薬局でも相談を受付けております。薬局リストは、福島県スポーツ協会ホームページをご覧ください。

薬、食事(栄養)に関する各種問い合わせはFAXでこちらへ

公立藤田総合病院

薬剤部 FAX 024-585-2156

栄養管理室 FAX 024-585-5591

※随時受付ですが、曜日によっては、回答が後日となる場合があります。

※FAX様式が必要な場合は、公益財団法人 福島県スポーツ協会ホームページからダウンロードできます。
(スポーツ医事・トレーニング相談事業 様式1 FAX相談依頼書)

その他の問い合わせはこちらへ

公益財団法人 福島県スポーツ協会

TEL 024-521-7896

FAX 024-521-7971

※受付時間 8:30~17:15 (土・日・祝祭日を除く)

このリーフレットは、福島県スポーツ協会のHPからもダウンロードできます。



<https://www.sports-fukushima.or.jp/>

「チームふくしま」は アンチ・ドーピング フェアプレイを宣言します 2023



ドーピングとは

競技力を高めるために薬物などを使用したり、その使用を隠したりすることです。

アンチ・ドーピングとは

ドーピングに反対して、ドーピングをなくすことです。

公益財団法人
日本スポーツ協会

公益財団法人
福島県スポーツ協会
スポーツ医・科学
委員会



アンチ・ドーピング意志表示カード

(公財)福島県スポーツ協会スポーツ医・科学委員会

「チームふくしま」は
アンチ・ドーピング
フェアプレイを宣言します

私は、治療薬等を使う際には、
禁止物質が含まれていないことを
確認してから使います。

このカードを携帯し、
必要に応じて
医師・薬剤師の方に
提示してください。

カードに関する
問い合わせ先

(公財) 福島県スポーツ協会 TEL 024-521-7896

▲カードの部分を切り取ってご使用ください。

すべての競技者・指導者の方へ

ドーピングはなぜいけないのか？

ドーピングは、

- (1) スポーツの価値を損なう。
- (2) フェアプレイの精神に反する。
- (3) 競技者の健康を害する。
- (4) 反社会的行為である。

という理由から禁止されています。

【(公財)日本アンチ・ドーピング機構「アンチ・ドーピングガイドブック」から】



違反するとどうなるのか？

ドーピング検査を行い、最終的にアンチ・ドーピング規則違反が認定されると、制裁が課せられる可能性があります。制裁には、**成績・記録の抹消、資格停止**、などがあります。また、選手以外にもサポートスタッフなど違反に関与した者に制裁が課せられることがあります。



緊急の治療のときはどうすればいいのか？

TUEの事後申請が可能です。医師とよく相談することが大切です。また、治療後は速やかに申請する必要があります。

ただし、申請が認められる条件は通常の申請と変わりありません。

アンチ・ドーピング活動を推進する組織

アンチ・ドーピングのルールは**世界共通**です。

[世界] 世界アンチ・ドーピング機構 (WADA)

[国内] 日本アンチ・ドーピング機構 (JADA)

禁止表は変わらないの？

世界アンチ・ドーピング機構 (WADA) の禁止表は、年々、巧妙になっていくドーピングに対応するため、少なくとも年1回、**毎年1月1日に更新**されています。選手や監督・コーチは常に最新の情報を得ておく必要があります。

ドーピング検査とは？

すべての競技者は、ドーピング検査を受ける可能性があります。

ドーピング検査は、尿（場合によっては血液）を採取します。検査には、競技会で行う「**競技会検査**」と事前通告なく練習会場などで行う「**競技会外検査**」があり、国民体育大会では、その両方の検査が行われています。

ドーピング検査を断ると、「自分は陽性です」ということと変わりがなく、アンチ・ドーピング規則違反として制裁の対象になります。

検査に必要なもの

- ①写真付き身分証明書
- ②検査の日から7日以内に使用した薬物やサプリメントの申告（記録に残す）
- ③**18歳未満の競技者は、親権者の署名した同意書**



治療目的使用に係る除外措置 (TUE)

禁止物質や禁止方法であっても、事前に所定の手続きによってTUEが認められれば、例外的に使用することができます。TUEが認められないケースが多く発生しているため、下記の条件に十分注意して手続きを行ってください。

●TUEが認められる条件 (条件を満たすことが必要)

- (1) 治療上使わざるを得ない(使用しないと健康上の重大な障害を及ぼすことが予想される)。
- (2) 他に代えられる治療方法がない。
- (3) 治療上使用した結果、健康に戻る以上には競技力を向上させない。

●申請手続き

TUE申請書と確認書を日本アンチ・ドーピング機構 (JADA) のホームページからダウンロードして入手し、競技者、保護者(競技者が未成年の場合)、治療担当医師が所定事項を記入します。

●提出期限

原則として競技会の**30日前までに**JADAに届くように提出してください。



薬を使うときには？

- 医療機関を受診するときは、「**スポーツ競技者なのですが、禁止物質は含まれていませんか？**」とはっきりと聞きましょう。

アンチ・ドーピング意志表示カードを提示しましょう。

- 薬について分からないことがある場合には、アンチ・ドーピングルールに詳しい**スポーツドクター**や**スポーツファーマシスト**のチェックを受けるようにしましょう。

- 治療薬は、正確な薬物名・日付・用量を、お薬手帳や日記などに**記録する習慣をつけましょう**。ドリンクやサプリメント類もメモしておくことが大切です。

※スポーツファーマシスト…

日本アンチ・ドーピング機構が認定したアンチ・ドーピングに関する情報、知識をもつ薬剤師



アンチ・ドーピング・スポーツファーマシストに

関する各種情報はこちらから



公益財団法人 日本アンチ・ドーピング機構 (JADA)

公益財団法人 日本スポーツ協会



医師・薬剤師の方へお願い

私は、スポーツ競技者ですので、治療薬等に禁止物質を含むものを処方しないでください。治療に必要な場合は、今後の対応についてご説明ください。【特記欄：】

署名年月日： 年 月 日

本人署名：

■ 私はアンチ・ドーピング講習会を受講しました